

## 鳴門市観光関連事業者支援給付金給付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、観光に携わる様々な事業者が打撃を受けている中、これまで支援が行き届いていなかった体験型観光施設を営む事業者並びに宿泊施設及び観光施設等と取引のある事業者の事業継続を支援することを目的に創設する鳴門市観光関連事業者支援給付金の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳴門市観光関連事業者支援給付金 前条の趣旨を達するために観光関連事業者に給付する給付金をいう。
- (2) 観光関連事業者 体験型観光施設を営む事業者並びに宿泊施設、観光施設及び土産物店（以下「観光施設等」という。）と取引のある事業者をいう。
- (3) 体験型観光施設を営む事業者 伝統工芸の製作体験、農水産物の収穫体験、スポーツ・アウトドア体験その他の主に観光客に対し、体験型観光を提供する施設等を営む事業者をいう。

### (給付対象者)

**第3条** 鳴門市観光関連事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した観光関連事業者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、給付金の趣旨に照らし、市長が妥当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 鳴門市内に本店又は事業所を有する法人又は個人であること。
  - (2) 給付申請日において営業し（新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中断している場合を含む。）、かつ、給付金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。
  - (3) 令和3年1月から9月までの期間において、令和元年同月と比較して、売上の減少率が50%以上の月があること。（令和2年中に創業した事業者は、令和3年1月から9月までの期間において、令和2年同月と比較して、売上の減少率が50%以上の月があること。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付対象としない。
- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
  - (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
  - (3) 給付金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(給付額)

**第4条** 給付金の額は、1事業所につき5万円とする。

(申請期限)

**第5条** 給付金の申請期限は、令和3年12月20日までとする。

(給付申請及び請求)

**第6条** 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、前条に定める申請期限までに、鳴門市観光関連事業者支援給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に必要事項を記入し、第3条第1項第3号に規定する事項を証明できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、給付対象者が第3条第1項各号の要件に該当する事業所を複数有するときは、それぞれの事業所ごとに申請するものとする。

(給付の決定)

**第7条** 市長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、鳴門市観光関連事業者支援給付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された日から30日以内に口座振込の方法により給付金を給付するものとする。

(給付しない旨の決定)

**第8条** 市長は、第6条の規定により提出された申請書兼請求書を審査した結果、給付金の給付が不適当であると認めるときは、鳴門市観光関連事業者支援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により、給付金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び給付金の返還)

**第9条** 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取消し、既に給付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が給付金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

**第10条** 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、給付申請を行った給付対象者に対し、給付金の申請内容に係る書類及び帳簿の調査、現地確認等を行うことができる。

2 給付申請を行った給付対象者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

鳴門市観光関連事業者支援給付金給付申請書兼請求書

（宛先）

鳴門市長

年 月 日

|         |  |
|---------|--|
| 申 請 者   | 住 所  |
|         | 法 人 の 名 称                                    |
|         | 代 表 者 名 <span style="float: right;">印</span> |
| 連 絡 先   | 電  |
| 担 当 者 名 |  |

鳴門市観光関連事業者支援給付金給付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。申請等を行うにあたり、鳴門市観光関連事業者支援給付金給付要綱を理解の上、記載内容を遵守します。

1 事業所の情報

|                              |   |  |  |
|------------------------------|---|--|--|
| 事業所名（屋号）                     |   |  |  |
| 事業所所在地                       |   |  |  |
| 事業所の創業時期<br>※どちらかに「✓」してください。 | <input type="checkbox"/> 令和元年以前に創業<br><input type="checkbox"/> 令和2年中に創業 |  |  |
| 観光関連事業者の種別                   | 申 請 内 容   |  |  |
| 体験型観光施設を営む事業者                |   |  |  |
| 観光施設等と取引のある事業者               | 取引先観光施設等の名称   |  |  |
|                              | 主な取引品目  |  |  |

※ 観光関連事業者の種別の該当する事項に「✓」を、申請内容には必要事項を記載してください。

2 売上の状況

| 対象月 | 令和元年売上（※）<br>(A) | 令和3年売上<br>(B) | 減少率%<br>( (A-B) ÷ A ) × 100 |
|-----|------------------|---------------|-----------------------------|
| 月   |                  |               |                             |

※ 令和3年中の売上の減少率が対前年同月比で50%以上減少した任意の1月の状況について記載してください。

※ 令和2年中に創業した事業者は、令和元年売上欄に令和2年売上を記載してください。

※ **対象月の売上台帳の写しなど、50%以上減少したことが証明できる書類を添付してください。**

3 請求金額 金50,000円

4 振込口座

|                  |              |                              |                       |     |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------|--------------|------------------------------|-----------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関名            |              | 1 銀行<br>2 金庫<br>3 信組<br>4 信連 | 5 農協<br>6 漁連<br>7 信漁連 | 支店名 |  |  |  |  |  |  |  |
| 預金種別             | 1 普通<br>2 当座 | 口座番号<br>(右詰めで記入)             |                       |     |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義<br>(カタカナ記入) |              |                              |                       |     |  |  |  |  |  |  |  |

※ 振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座を記載してください。

様式第2号（第7条関係）

鳴観第号  
年月日

様

鳴門市長

鳴門市観光関連事業者支援給付金給付決定通知書

年月日付けで申請のあった鳴門市観光関連事業者支援給付金給付申請書兼請求書について、鳴門市観光関連事業者支援給付金給付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 名 称：鳴門市観光関連事業者支援給付金

2 観光関連事業者の種別：

3 給付決定額：金50,000円

様式第3号（第8条関係）

鳴観第号  
年月日

様

鳴門市長

鳴門市観光関連事業者支援給付金不給付決定通知書

年月日付けで申請のあった鳴門市観光関連事業者支援給付金給付申請書兼請求書について、下記のとおり給付金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上